

教 生 学 第 1 0 1 2 号
令和 5 年（2023年）11月16日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に関するリーフレットの周知について（通知）

標記法律の施行等については、令和 5 年（2023年）7 月20日付け教総第919号通知により周知したところですが、このたび、文部科学省から、別添写しのとおり、事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、各学校において、刑法等改正法等の趣旨及び意義等について全教職員が理解を深め、児童生徒等が性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、別添リーフレットを児童生徒等に配付し、教育活動等において活用願います。

また、「生命（いのち）の安全教育」の一層の充実に向け、次の実践事例集や教職員研修資料についても、積極的に活用いただきますようお願いします。

記

1 性犯罪・性暴力対策の強化について

生命（いのち）の安全教育推進事業の取組に関する実践事例集（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



2 教職員研修資料「子供や若者を性暴力の当事者にしないための

『生命（いのち）の安全教育』実践事例集」（道教委）

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/anzen/R04inochianzenkyouiku.pdf>



（生徒指導係）

（企画・調整係）

（学校安全係）

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したことを受け、法務省にて児童生徒等向けのリーフレットが作成されました。本事務連絡はリーフレットの周知をお願いするものです。



事 務 連 絡
令和5年11月7日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課 御中
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生支援課

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に関するリーフレットの周知について（依頼）

この度、第211回国会において、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）

（以下「刑法等改正法等」）が成立し、令和5年6月23日に公布、一部の規定を除いて同年7月13日から施行されました。

この度、刑法等改正法等が施行されたことを受け、法務省において別添のとおりリーフレットが作成されました。各学校設置者等におかれては、刑法等改正法等の趣旨及び意義等を御理解の上、児童生徒等が性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、各学校における教育活動等において活用いただけるようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大

学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

【参考】

○刑法等改正法等の内容について

[法務省：性犯罪関係の法改正等 Q & A \(moj.go.jp\)](http://www.moj.go.jp)

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院

[第 211 回国会閣法第 58 号 附帯決議 \(shugiin.go.jp\)](http://www.shugiin.go.jp)

参議院

[刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 \(sangiin.go.jp\)](http://www.sangiin.go.jp)

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議

衆議院

[第 211 回国会閣法第 59 号 附帯決議 \(shugiin.go.jp\)](http://www.shugiin.go.jp)

参議院

[性的姿態撮影等処罰法に対する附帯決議 \(sangiin.go.jp\)](http://www.sangiin.go.jp)

【別添】

- ・【小学生向け】法務省リーフレット
- ・【中高生向け】法務省リーフレット
- ・【大学生向け】法務省リーフレット

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係
TEL：03-5253-4111〔内線〕3268

子どもを守るための

法律のルールってどんなものがあるの？

1

げん き
元気ないね。
なにかあった？

2

SNSでなかよくなったお兄さんと会ったら…

うーん。
あのね…

かわいいね。
ちょっと
さわってもいい？

え…
こわいよ…

あいたいね！
そうだね～

にちよう あ
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる

ほんとに？
やったー！

ふく なか て い
服の中に手を入れて、
からだ からだ
体をさわられてしまった…

3

公園であそんでくれた
おじさんが…

え、どうして？

だいじょうぶ。
こわくないよ。
すこ
少しさわるだけ。

ふく なか
パンツの中を
さわられてしまった…

4

イヤだったけど、
はずかしくて
だれにも言えない。

あ
会ってしまった
わたしが
わるいんだよね。

ぼくもイヤだったけど、
「このことは内緒だよ」
って言われたし…

ぼく男子だし、
からだ
体をさわられても、
きっとわるいことじゃ
ないんだよね…

そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

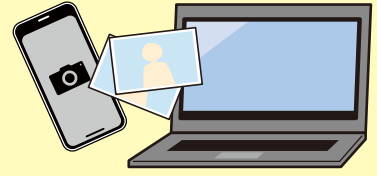
そのほかにも

服ぬいで、
写真
とらせてよ。



はだかの写真をとられてしまった...

子どものはだかや
下着すがたの写真・動画を
とることは、犯罪です。



SNSで知り合った人から...



わたしも
同じ年だよ！
仲良くなれて
うれしい
わたしも！
今度会おうよ
女の子同士だ
から安心だよ

会いたいね！
そうだね~
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる
ほんとに？
やったー！

写真とって
送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
服ぬいで、
胸みせた写真を
とって送って
みんな
やってるよ



こんな
メッセージがきた...

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分のはだかの写真・動画をとって送るように言うことは、犯罪です。



困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

● 子どもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

● SNS (LINE) 人権相談



● 子どもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）

無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

● 子供のSOSの相談窓口

● 24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）
無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」

※毎日17時～21時受付



親子のための
相談LINE



※住まいの地域に
よって受付時間が
異なります。

児童相談所

虐待対応ダイヤル

無料 ☎ 189

※24時間受付



保護者の方へ

2023年（令和5年）6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。



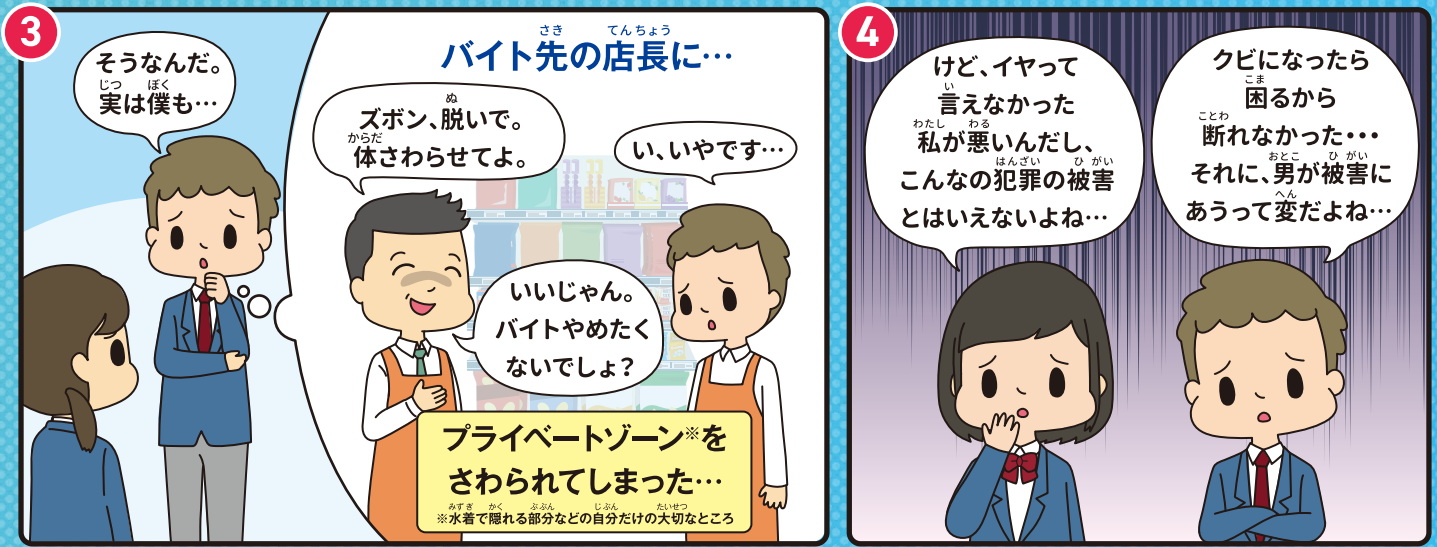
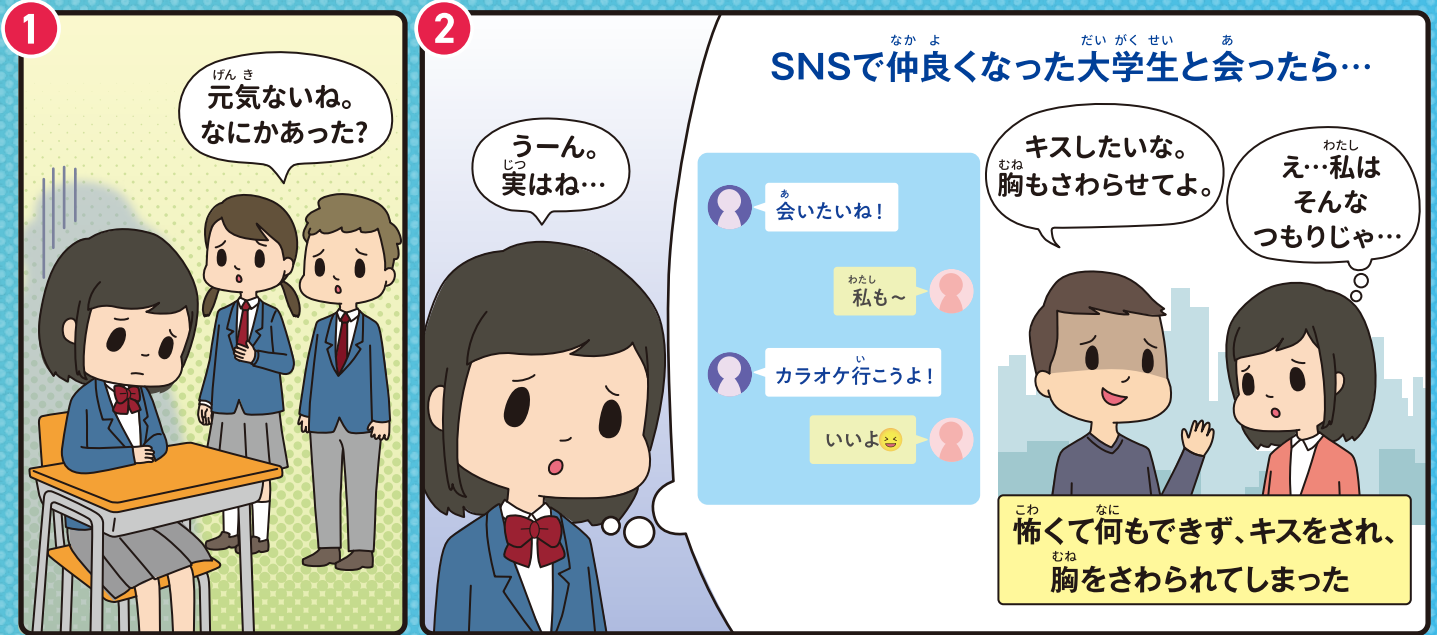
法教育
マスコットキャラクター
ホクリス君

詳細は
法務省HPへ



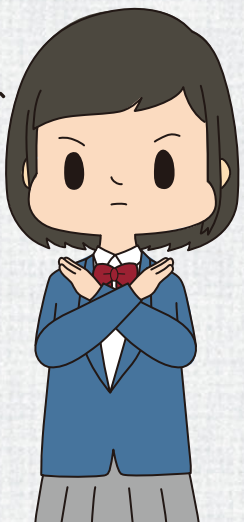
知っておこう!

せい はん ざい ほう りつ
性犯罪についての法律ってどんなもの?



そんなことはありません!

たとえば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、
「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、
 性的な行為がされた場合、それは、
「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です!
 このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、
13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、**5歳以上**年上の人に性的な行為をされた場合は、
 イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**の被害です。
 また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうむしよ
法務省
HPへ



性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

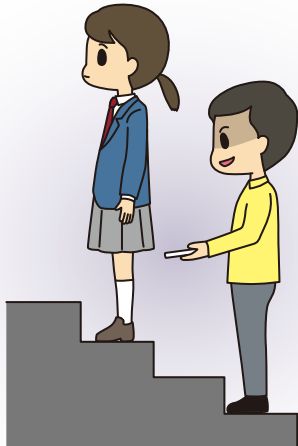
たとえ
例えば

- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。

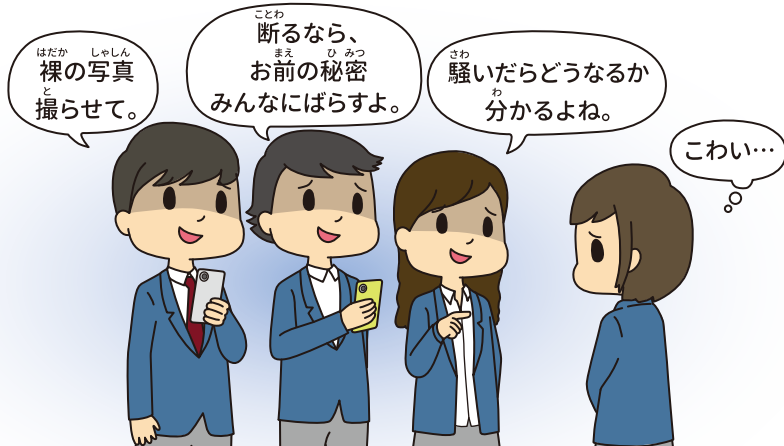
また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうにかかわらず、「**撮影罪**」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

たとえ
例えば

- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

人権相談 (法務局)

- こどもの人権110番
- 無料 ☎ 0120-007-110**

- SNS (LINE) 人権相談



平日
午前8時30分
～
午後5時15分

- こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル



(なやみ言おう)
無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



親子のための 相談LINE



※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

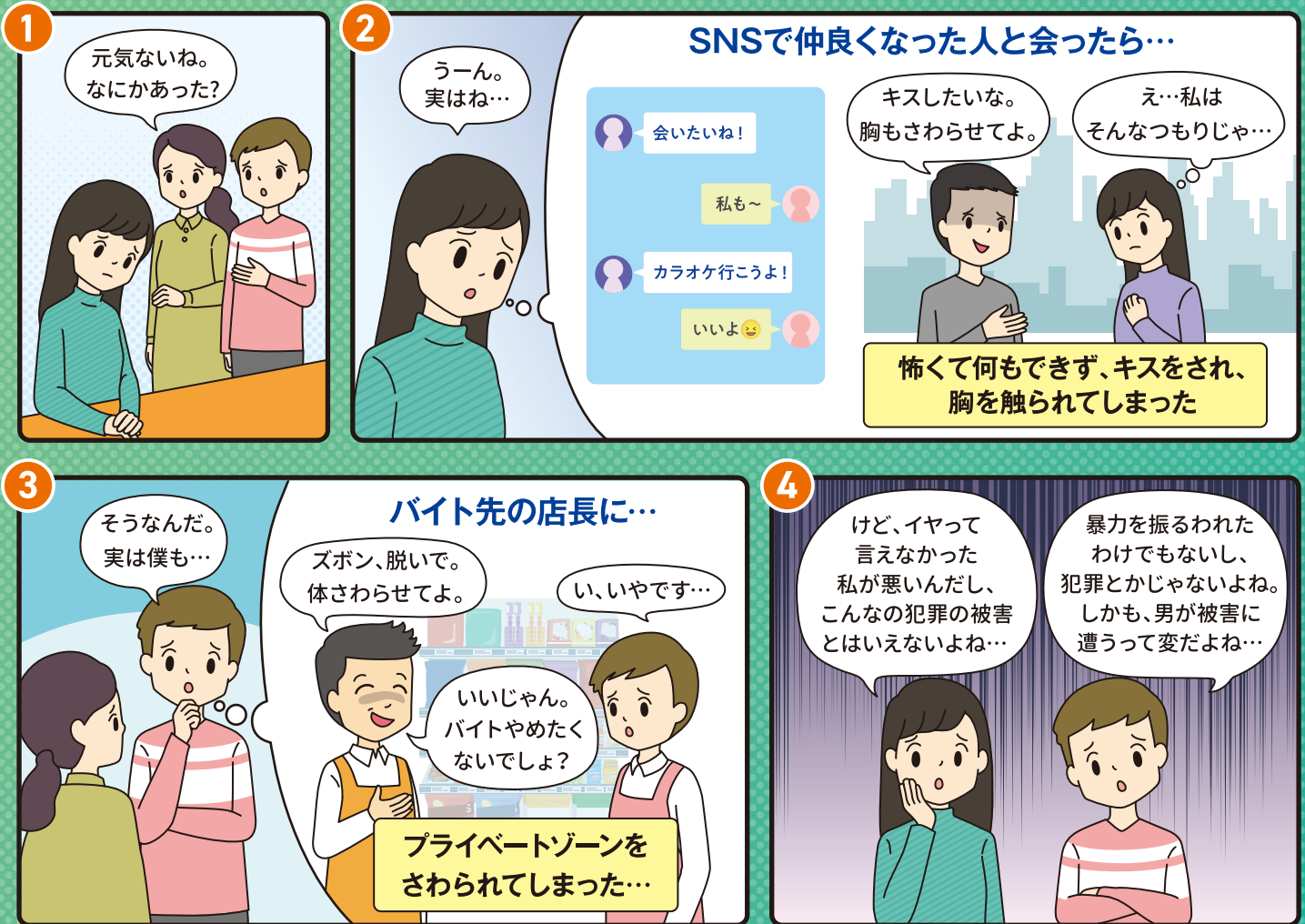
児童相談所 虐待対応ダイヤル

(いちばやく)
無料 ☎ 189
※24時間受付



あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態^{※1}」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を貫くことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)**の子どもに対して、その人より5歳以上年上の人が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**が成立します。



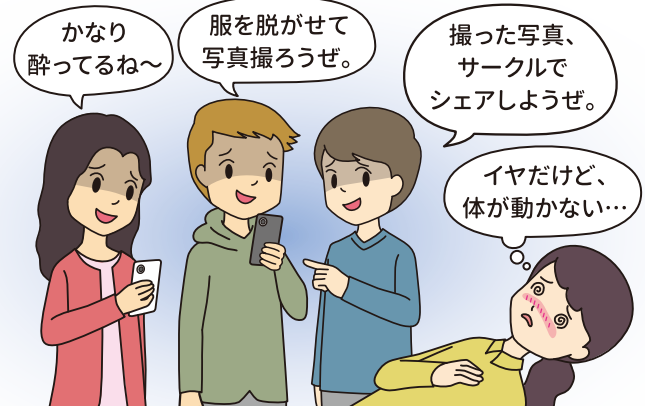
撮影罪・提供罪

人の性的な部位・下着を、

- 例えば**
- 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
 - 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
 - このようにして撮影された写真・動画を
人に提供する行為

は、「**撮影罪**」・「**提供罪**」という犯罪です。
また、撮影される人が**16歳未満の子どもの場合***2は、
その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、
「撮影罪」や「提供罪」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲ませて・・・



裸の写真を撮られてしまった・・・

面会要求等罪

16歳未満の子ども*2に対して、

- 例えば**
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や
物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、
そのような要求の結果、会うこと
 - その子ども自身の性的な写真・動画を撮って
送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



SNSで知り合った中学生に・・・



*2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間*3は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- 不同意性交等致傷罪などは20年
 - 不同意性交等罪などは15年
 - 不同意わいせつ罪などは12年
- に延長されました。

*3 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関する
SNS相談 (チャット)

「Cure time(キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103
※24時間受付